

菊池事件再審模擬裁判は 何を問いかけるのか

―再審が待たれる61年前の「特別法廷」事件―

肥後本妙寺住職
池上正示



昨年10月19日の模擬裁判の様子

かつて、国立ハンセン病療養所などに設けた「特別法廷」で審理された刑事裁判を、現在の裁判員裁判で再び審理すればどうなるか――。昨年十月十九日、熊本県合志市の国立ハンセン病療養所・菊池恵楓園で、熊本大学法学部の学生らが「菊池事件再審模擬裁判」を行なった。一九五二年に殺人罪などに問われた、ハンセン病患者とされた男性が、無実を訴えながら非公開の特別法廷審理を経て、死刑が執行された事件がテーマとなった模擬裁判は、同事件の再審を目指す弁護団から提案を受けた熊本大の岡田行雄教授の指導の下で、学生が裁判官や弁護士を演じた。当時の事件背景と、模擬裁判の模様をレポートする。

ン病（らい）であると、県の衛生課に通報したと思っただけでF氏が、H氏に報復を企てたものとされた。当時、ハンセン病は特效薬プロミンの開発で治療可能になっていたにもかかわらず、家族の中に患者が発生すれば、親族までが偏見と差別にさらされた。

当時の差別の背景には、戦前から強行された患者の絶対隔離政策があり、国立療養所に強制収容された患者たちは強制労働や懲罰監禁という、受刑者同然の扱いに苦しんだ。戦後も、国は医学の常識に逆行して強制隔離政策を続行し、熊本県では「第二次無らい県運動」の下、恵楓園の収容能力拡大・患者の収容徹底が図られ、F氏は症状がなかったにもかかわらず、県から恵楓園への入所を強要されていた。

F氏にはダイナマイトを取り扱う知識はなく、家で発見された証拠品はねつ造の疑いが濃いものだった。が、無実の訴えも、同居の母と娘のアリバイ証言もしりぞけられ、十年の懲役刑が確定した。そして翌五二年六月、F氏は拘留所から再度逃走する。このままでは自分は、ハンセン病患者専用の医療刑務支所に収監され、刑期を終えても、一生隔離される――その前に、母と娘の顔を見て死のう……と、思い詰めての逃走だ

「被告人は無罪」

裁判官役の女子学生の声が凛と響いた。二〇一四年十月十九日、菊池恵楓園内の恵楓会館で午後一時過ぎから始まった再審模擬裁判の判決は、三時に下された。外は秋晴れだった。

以下に、菊池事件の概要を記す――。一九五二年七月七日、熊本県北部の農村で全身を刺された男性H氏の遺体が発見された。警察は、前年八月にH氏をダイナマイトで殺害しようとしたとして懲役判決を受け、当時拘留所から逃走中だった青年F氏の犯行と断定し、F氏は同十二日、警官に追い詰められ、腕を銃撃されて逮捕された。

前年の殺人未遂事件の動機は、H氏がF氏をハンセッタが、その間にH氏が殺害され、F氏は殺人容疑者として逮捕された。

不可解な捜査と裁判、刑の執行

当時、F氏の支援活動をしていた、恵楓園自治会の志村康会長の回想によれば、F氏は病院で麻酔中に調書を取られ、内容を覚えておらず、刑事は銃撃で動かないF氏の親指に朱肉を付け、無理やり承認の拇印をとった。証拠認定も異常と言えるものだった。凶器は当初、鎌とされたが、後に鑑定で短刀だとすると、F氏が潜伏していたとされる農具小屋から短刀が「発見」された。その短刀は血液反応がないにもかかわらず、F氏に確認させることもなく「凶器」と認定された。また、加害者は大量の返り血を浴びたはずだが、F氏は逮捕時に（不必要な）銃撃で負傷し、しかもその前に自死を図ったため、着衣やタオルは血まみれだった。それらは消毒されてから鑑識に回され、F氏とH氏は同じ血液型だったので、血痕はH氏のものとして認定された……。

さらに警察・検察は、F氏の親族を微罪で逮捕してF氏に不利な証言を強要したことが判明している。F